

## 令和5年度税制改正等について

### 1. 電気供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置について

課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、次の収入金額を追加した上で、3年間延長することとされました。

- ア 電気供給業を行う法人が配電事業者から託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該電気の供給の供給に係る収入金額のうち、当該電気の供給に係る託送供給業の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- イ 配電事業者が電気工作物を一般送配電事業者から譲り受けるなどして託送供給を行う場合の配電事業者又は一般配送電事業者の託送供給に係る収入金額のうち、当該電気工作物の譲り受け等に係る費用として支払うべき定期支払額に相当する収入金額

### 2. 通算子法人の残余財産確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合における通算子法人の確定申告書提出期限について

- ア その通算子法人の残余財産の確定の日の属する事業年度の法人事業性の確定申告書提出期限をその事業年度終了の日から2月以内（現行：同日から1月以内又は同日から1月以内に残余財産の最後の分配若しくは引渡しが行われる場合にはその行われる日の前日まで）
- イ その通算子法人の残余財産の確定の日に属する事業年度について、法人事業税の確定申告書の提出期限延長の特例を適用

### 3. 企業による先導的人材投資に係る税制措置

- ア 法人が大学、高等専門学校又は一定の専門学校を設置する学校法人の設立を目的とする法人に対して支出する寄付金であって、その設立のための費用に充てられるものを指定寄付金とする措置が講じられました。
- イ 特別試験研究費の対象費用に、博士号取得者又は一定の研究業務の経験を有する者に対する人件費を追加し、税額控除率を20%とする措置が講じられました。

### 4. オープンイノベーション促進税制の見直し

発行法人以外のものから購入により取得した株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものを、税制の対象となる特定株式に加えるよう見直されました。

### 5. 研究開発税制の見直し

- ア 控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げ（現行：2%→1%）を行うとともに、試験研究費の増減割合に応じて税額控除の上限を変動させる制度（現行：25%→20%～30%）を設けるよう見直されました。
- イ 試験研究費のうち新たなサービスの開発に係る一定の費用について、既に有する大量の情報を用いる場合についても対象とするほか、所要の見直しを行われます。

## 6. その他の主な改正

- ア 法人税において、研究開発税制の見直し、特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の拡充、大学等を設置する学校法人等の設立を目的とする法人に対して支出する寄付金の創設等が行われることを踏まえ、国税に準じる措置が講じられることとなりました。
- イ 新たな国際課税ルールにおける「第2の柱」（グローバル・ミニマム課税）への対応として各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（仮称）が創設されることを踏まえ、法人県民税の計算の基礎となる法人税の額に各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（仮称）の額を含まないこととするよう所要の措置が講じることとされました。
- ウ 外国子会社合算税制について、特定外国関係会社の適用免除要件である租税負担割合の閾値引下げ等の見直しが行われました。

## 7. 外形標準課税について（来年度以降の税制改正における主な検討事項）

外形標準課税の対象法人数は、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約3分の2まで減少しています。また、持株会社化・分社化の際に、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じています。こうした事例の中には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在しています。また、子会社の資本金を1億円以下に設定しつつ、親会社の信用力を背景に大規模な事業活動を行っている企業グループの事例もあります。

こうした減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小は、上記の法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なう恐れがあり、外形標準課税の対象から外れている実質的大規模な法人を対象に、制度的な見直しが検討されています。

### 本件に対する問合せ ⇒ 各県税事務所 法人担当まで

中央県税事務所	043(231)2300	旭県税事務所	0479(62)0772
千葉西県税事務所	043(279)7111	東金県税事務所	0475(54)0223
船橋県税事務所	047(433)1278	茂原県税事務所	0475(22)1721
松戸県税事務所	047(361)2279	館山県税事務所	0470(22)7117
柏県税事務所	04(7147)8743	木更津県税事務所	0438(25)1110
佐倉県税事務所	043(483)1114	市原県税事務所	0436(22)2171
香取県税事務所	0478(54)1314		

<http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/jimusho/index.html>